

矢板創生推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 交付金は、行政区等が自主的・主体的に行う地域の課題解決を図る活動の中で、特に先駆的な取組に対し、期間を定めて支援することにより、将来にわたって持続可能な地域づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区等 行政区（矢板市区長設置規則（昭和35年矢板市規則第8号）第3条に規定する区長の担当区域における自治組織をいう。以下同じ。）のほか、複数の行政区の集合体をいう。
- (2) 民間 行政区等、国及び地方公共団体以外の法人、行政区等以外の団体並びに個人をいう。

(交付対象事業)

第4条 交付金の交付対象事業は、矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「矢板市総合戦略」という。）で掲げられた基本目標の実現に寄与し、行政区等が行う先駆的な地域づくり事業で、次号に該当し、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 自立性 事業推進主体が自立していくことで、交付金の交付期間終了後には本交付金に頼らずに事業として自走していくことが可能な事業であること。
- (2) 民間協働 行政区のみの取組ではなく民間と協働して行う事業であり、単に協働するのみならず民間からの資金（融資や出資など）を得て行うこと。
- (3) 地域間連携 単独の行政区のみの取組ではなく、関係する行政区と連携して広域的なメリットを発揮する事業であること。
- (4) 政策間連携 単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互

に関連づけて全体として効果を発揮する事業であること。

2 行政区等は、前項に規定する事業において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 宗教に関する活動及び組織に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉に該当する行為
- (2) 政治団体及び政治的主張に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉に該当する行為
- (3) 選挙運動
- (4) 交付対象事業の目的の範囲を超えて、特定の個人又は団体に対し利益を供与する行為
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、市長が交付金の対象として適当でないと認めるもの

(交付対象経費)

第5条 交付金の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

(交付金の交付期間)

第6条 交付金の交付期間は、1事業につき継続する3箇年度を限度とする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、この限りではない。

(交付金の額等)

第7条 交付金の額は、第5条に規定する交付対象経費から交付対象事業に係る収入を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は交付対象事業について、本市、他の地方公共団体、国等からの他の補助金等が交付されているときは、交付金額から当該他の補助金等により交付される額（交付対象事業に係る部分に限る。）を控除して、交付金を交付することができる。

3 交付金の交付限度額は、1事業につき3箇年度合計で100万円を上限とする。ただし、矢板市総合戦略の基本目標の実現に著しく寄与し、市長が特に認める場合は、この限りではない。

4 交付金の交付回数は、各年度において1回を限度とし、1回あたりの交付限度額を50万円とする。

(交付対象事業の提案)

第8条 第4条に規定する交付対象事業を実施し、交付金の交付を受けようとする行政区等は、次に掲げる書類を提出し、事業の提案をしなければならない。

- (1) 矢板創生推進交付金事業提案書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 行政区等の概要（規約、役員名簿等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（選考委員会）

第9条 前条の事業の提案があった場合には、市長は、矢板創生推進交付金事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審議し、採択又は不採択の決定をしなければならない。

2 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 市長
- (2) 副委員長 副市長及び教育長
- (3) 委員 総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、市民生活部長、経済建設部長、会計管理者兼出納室長、議会事務局長、教育部長、監査委員事務局長、上下水道事務所長及び市長が必要と認める者

3 委員長は、選考委員会を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長が代理する。

（選考委員会の会議等）

第10条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 選考委員会は、必要があると認めるときは、第8条の事業の提案をした行政区等に事業計画等の説明を要請することができる。

5 選考委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(選考結果の通知)

第11条 市長は、第9条第1項の決定をしたときは、矢板創生推進交付金事業選考結果通知書（別記様式第4号）により行政区等に通知するものとする。

(事業の変更)

第12条 事業採択を受けた行政区等は、事業計画等の提案の内容に変更が生じた場合は、速やかに矢板創生推進交付金事業変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

(交付金の交付申請)

第13条 交付金の交付を受けようとする行政区等（以下「申請者」という。）は、矢板創生推進交付金交付申請書（別記様式第6号）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付金の申請は、年度ごとに行うものとする。

(交付決定)

第14条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、矢板創生推進交付金交付決定通知書（別記様式第7号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(交付金の請求)

第15条 交付金は、申請者が申請書に基づく事業を完成した後において交付するものとする。ただし、市長において特に必要があると認めたときは、当該事業の完成前に交付金の全部又は一部を交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により、交付金の交付を受けようとするときは、矢板創生推進交付金交付請求書（別記様式第8号）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、請求書の提出は、年度ごとに行うものとする。

(実績報告)

第16条 申請者は、申請書に基づく事業が完成したときは、矢板創生推進交付金

事業実績報告書（別記様式第9号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、実績報告書の提出は、年度ごとに行うものとする。

（交付金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、当該実績報告書を審査の上、交付金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに交付金の額の決定通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（情報の公開）

第18条 市長は、交付金の交付に係る応募、事業実施の結果・評価の各過程を、矢板市ホームページにおいて公開するものとする。

2 交付金の交付を受けようとする又は受けた行政区等は、申請書を提出したときに、前項の公開を承諾したものとみなす。

（交付金の返還）

第19条 交付金の交付を受けた行政区等は、次のいずれかに該当するときは、交付金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 事業実施の結果、交付金の剰余を生じたとき
- (2) 第4条第1項に規定する申請事業以外に交付金を使用したとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

交付対象経費

項目	経費の種類
報償費	研修の講師等謝礼、調査及び研究に係る報償等
燃料費	石油等燃料（ただし、事業の実施に直接必要とされない経常的な経費を除く。）
旅費	交通費、通行料等
消耗品費	事務用品、用紙代等
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費等
役務費	郵送料、通信費、イベント保険等
委託料	イベント会場設営委託料、イベント会場警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・機器の賃借料等
原材料費	材料費等
備品購入費	交付対象事業に必要不可欠であるものとし、交付対象経費の1／2以下であること
その他の経費	その他市長が認める経費